

2011年10月20日

日本学術会議  
会長 大西 隆 殿

薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣  
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル4階  
電話03(3350)0607 FAX 03(5363)7080  
e-mail yakugai@t3.rim.or.jp  
URL://www.yakugai.gr.jp

## 薬害イレッサ訴訟和解勧告にかかる『下書き』問題の調査に関する要望書

### 第1 要望の趣旨

薬害イレッサ訴訟に関し、厚生労働省職員が、日本医学会高久文麿会長をはじめとする学会等の関係者に対し、国による和解勧告受諾に否定的な見解の公表を要請していたとされる件について、アストラゼネカ社の関与を含めて、その事実関係を調査し、その内容をふまえた上で、学術団体と行政や企業との関係の在り方について、日本学術会議としての見解を公表して下さい。

### 第2 要望の理由

#### 1 イレッサ『下書き』問題

##### (1) 和解勧告から和解拒否までの事実関係

薬害イレッサ訴訟は、肺がん用抗がん剤イレッサの副作用による被害について、患者及び死亡患者の遺族が、輸入販売元のアストラゼネカ社と国に対して損害賠償を求めた事件です。

この薬害イレッサ訴訟において、2011年1月7日、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所は、被告アストラゼネカ社と被告国に被害者を救済する責任があるとする内容の和解勧告を行い、原告及び被告に対し、同月28日までに和解勧告に対する回答を示すよう求めました。

これに対して、原告は、同月12日に和解勧告を受け入れる旨を表明し、事件の解決に向けて、被告アストラゼネカ社と被告国の対応が注目されていました。

そのような状況の中、同月23日、日本医学会高久史麿会長が、個人のメールマガジン上で、和解勧告を批判する内容の見解を公表。翌24日には、日本肺癌学会及び日本臨床腫瘍学会が和解勧告を批判する見解をHP上に掲載し、同日夕、被告アストラゼネカ社は和解勧告の拒否を表明しました。

学会が和解勧告を批判する見解を公表したことは、マスコミでも大きく報じら

れ、同月28日には、被告国も和解勧告の拒否を表明しました。

(2) 『下書き』問題の発覚

ところが、その後、日本医学会高久会長に対して、厚労省職員が和解勧告を批判する内容の声明文案を提供して、見解の公表を要請していたことが明らかとなりました。

これを受けて、厚生労働大臣は、小林正夫政務官を主査とし、足立信也前政務官及び柳志郎弁護士を副主査とする「イレッサ訴訟問題検証チーム」を組織し、事実関係の調査を指示しました。

2 調査報告書において明らかとなった事実

(1) 5月24日に発表された検証チームの調査報告書（資料1）によれば、厚労省は、1月19日に開催された医薬食品局長主宰の局議において、「メディア対策」として、学会等に対して翌週前半までに見解を公表するよう要請するとの方針を決定し、高久日本医学会長に声明文案を提供して見解の公表を要請していたほかにも、5つの学会に見解の公表を要請し、うち2学会に声明文案を提供していました。

(2) 厚労省からの要請を受けた学会等のうち、見解を公表したのは高久日本医学会長、日本肺癌学会、日本臨床腫瘍学会、及び日本血液学会の3学会1個人です。このうち、日本臨床腫瘍学会の見解には、厚労省作成の声明文案と酷似する表現が多数盛り込まれており（資料2、3）、声明文案を参考に作成されたものであることが明らかです。さらに、日本血液学会の見解に至っては、全文の75%以上が声明文案と完全に一致しており、声明文案をほぼそのまま自らの見解としたものとなっています（資料4）。

(3) しかも、厚労省が学会への働きかけを開始した1月19日から日本肺癌学会及び日本臨床腫瘍学会の見解が公表された1月24日までにはわずか5日間しかなく、また日本血液学会は1月26日に厚労省から声明文案の提供を受け、その6日後の2月1日に見解を公表しています。このような短期間で、十分に議論を尽くし、学会員の総意を反映した見解をまとめることができるとは到底考えられません。

(4) 私たちは、そもそも、独立して活動しているはずの学会等の見解が、1月24日に一斉に公表された時点で、非常に奇異な印象を受けました。そして、同日、アストラゼネカ社が裁判所に和解勧告拒否を回答し、「本日、日本肺癌学会及び日本臨床腫瘍学会から『肺がん治療薬イレッサの訴訟に係る和解勧告に対する見解』が表明されました。いずれも、和解勧告に対する弊社の判断と一致しています。」とのプレスリリース（資料5）を発表したことは、学会等とアストラゼネカ社との間に事前に連絡があった可能性を窺わせました。

さらに、今回、学会等に対する、厚労省による組織的な働きかけが判明したことにより、本件は、産・官・学の密接な関係がもたらしたものであるという疑いが生まれています。

### 3 貴会議による調査の必要性

薬害イレッサ事件で、学会等が国と企業の責任を認めた和解勧告を批判する見解を表明したことは、マスコミでも大きく取り上げられ、大きな影響を与えました。そして、国は、和解勧告拒否に際して公表した「イレッサ訴訟和解勧告に関する考え方」（資料6）において、「残念ながら今回は、裁判所の所見が示された後の検討期間が極めて短く、この間に、医療に関する専門家や現場の方々、あるいは国民に広く一定のご理解を得つつ、原告と、被告である国及びアストラゼネカ社との間で合意に至ることは、困難であると言わざるを得ませんでした」と述べ、『医療に関する専門家』、すなわち学会からの反対があったことを、和解拒否を正当化する理由として利用しています。その学会が、事前に国から和解勧告を批判する見解の公表を要請されていたという事実は、学会の公正さに対する社会の信頼を大きく揺るがせました。さらに、前述のとおり、本件では学会とアストラゼネカ社との関係についても疑義が生じています。

学術団体としての学会が、社会の発展に寄与する公益的役割を果たすためには、その意思決定にあたり、公権力や私企業からの独立性が確保されていることが必要です。このことは、産・官・学の深い結びつきの下に推進されてきた原子力産業において、東京電力福島第一原子力発電所事故が未曾有の惨禍をもたらしたことによって、厳しく問い直されています。本件も、まさに、行政・企業との癒着によって、学会の公共性を揺るがすものといえます。

本件について、科学者のサイドからの十分な検証と反省は示されていません。科学者の問題意識の欠如は、国民の意識との乖離を疑わせるものといえます。このような状況が放置されるとすれば、わが国の学術団体の公的発言に対して、社会に拭い難い不信感を残すこととなってしまいます。

貴会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」を目的として設立されています（日本学術会議法第2条）。そして、社会に向けて発言すべき問題を審議する「科学と社会委員会」を組織し、実際に、社会に向けた数多くの提言を公表するなど、科学が社会に果たす役割について重大な関心を持って活動されているものと拝察しております。本件は、まさに、行政・産業と科学者との関係はどうあるべきか、そして科学者の社会的な発言がどうあるべきかについて、重大な問題を提起しています。私たちは、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、政府から独立して職務を行うものとされる貴会議が、科学者の立場から、本件の事実関係を徹底的に調査したうえで、学術団体と行政や企業との関係の在り方について、日本学術会議としての見解を示されることを求めます。

以上

## 添付資料一覧

資料1 イレッサ訴訟問題検証チーム調査報告書

資料2 『下書き』と日本臨床腫瘍学会見解の類似点一覧

資料3 『下書き』と日本臨床腫瘍学会見解の全文対比

資料4 『下書き』と日本血液学会見解の全文対比

資料5 アストラゼネカ株式会社「イレッサ訴訟：和解勧告に関する回答について」

資料6 国「イレッサ訴訟和解勧告に関する考え方」